

一 公布済の新規法令

- 1 「最高人民法院による『中華人民共和国不正競争防止法』の適用に関する若干問題の解釈」
- 2 「最高人民法院による『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」改正決定
- 3 「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」
- 4 「全国統一大市場の建設加速に関する意見」

一、公布済の新規法令

1 「最高人民法院による『中華人民共和国不正競争防止法』の適用に関する若干問題の解釈」

不正競争行為による民事案件を正確に審理するため、最高人民法院は、2022年3月16日に不正競争防止法の適用に関する司法解釈（以下「本司法解釈」という）を公布した。本司法解釈は29条からなり、2019年に改正された不正競争防止法に基づき、不正競争防止法第2条の適用、模倣混同の認定、虚偽宣伝行為の認定、インターネットにおける不正競争行為の認定等の方面について重点的に明確し、細分化した。

本司法解釈の主なポイントとしては、以下のとおりである。第一に、①不正競争防止法第2条に定める一般条項又は原則的条項とその他の知的財産法令の関係を示し、その適用条件を明確にしたこと（本司法解釈第1条）、②競争関係のありうる事業者の範囲を拡大したこと（本司法解釈第2条）、③抽象的規範であった「商業道徳」の定義と判定基準を明確にし、具体的案件への適用可能性を示したこと（本司法解釈第3条）が挙げられる。第二に、④不正競争防止法第6条の模倣混同の禁止に関連した条項を11条項掲げている。重要なポイントとしては、i) 一定の影響力を有する標章の意味や判断要素が明確にされたこと、ii) 商標法において使用、登録が禁止される商標については不正競争法の保護も受けないことが明記されたこと、iii) 今月から施行された市場主体登記管理条例に合わせ保護を受ける事業者（市場主体）名称の範囲を整理したことが挙げられる。第三に、⑤不正競争防止法第8条で定める虚偽宣伝行為（本司法解釈第16条）と誤解を招く商業宣伝行為（第17条）の明確化、虚偽宣伝行為により損害を負った当事者の訴訟上の権利の確定（本司法解釈第18条）、⑥不正競争防止法第12条1項、2項に列挙されたインターネット上の不正競争行為（強制的ページジャンプと他の事業者が提供したネットワーク商品・サービスへの妨害・破壊）についてさらなる明確化（本司法解釈第16条、17条）、⑦不正競争行為の裁判管轄の明確化（本司法解釈第26条、27条）等が挙げられる。なお、本司法解釈の施行とともに、従前の司法解釈である「最高人民法院による不正競争民事案件の法律応用に関する若干問題の解釈」（法積[2007]2号）は廃止された。

URL：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-351291.html>

（最高人民法院2022年3月16日公布、同年3月20日施行）

2 「最高人民法院による『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」改正決定

最高人民法院は、2022年3月22日に「最高人民法院による『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する解釈」改正決定（以下「本決定」という）を審議し可決し、同年4月10日から施行することになった。本決定では、以下の主な改正点が挙げられる。

①簡易手続が適用される案件の審理期限延長に関する規定の改正
審理期限延長の条件については「双方当事者の合意」から「特殊事由により延長する必要がある」に変更され、また審理の最長期限が6ヶ月から4ヶ月に修正された。

②手続の切替えと手続への異議申し立てに関する規定の改正
簡易手続から普通手続へ切り替える条件については、「事案が複雑である」から「簡易手続を適用するのが適切でない」に変更された。また、当事者による簡易手続・小額訴訟手続きへの異議申し立てが成立しない場合には、人民法院は却下の裁定を下すものとし、かかる裁定を口頭で行うことができるとされた。

③簡便な方式による訴訟文書の送達に関する規定の修正
人民法院は民事訴訟法第90条、第162条の規定に従い、伝言、ショートメッセージ、電話、ファックス、電子メール等の簡便な方式で双方当事者を召喚し、証人に通知し、訴訟文書を送付することができるものとされた。

④小額訴訟案件に関する規定の修正
小額訴訟手続に関して、具体的な適用案件の類型に関する規定が削除され、また小額訴訟手続が適用される海事、海商案件に関して目的金額の基準が調整された。

⑤司法確認案件における共同管轄に関わる規定の修正
新民事訴訟法第201条に基づき、調停組織が自ら調停した司法確認案件の管轄に関する規定を修正した。

URL：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-353741.html>

（最高人民法院2022年4月2日公布、同年4月10日施行）

3 「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」

2022年3月25日、国家発展改革委員会、商務部は、「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」（以下「本リスト」という）を更新し公布した。本リストでは、参入禁止項目が6項目とされ、また参入承認項目が111項目とされ、計117項目となり、前回の「市場参入ネガティブリスト（2020年版）」より6項目少なくなった。参入禁止項目に関して、事業者は参入自体が禁止され、また行政機関は参入禁止項目に対して審査・承認・関連手続を行うことが禁止される。また参入承認項目に関しては、事業者が申請し、所管部門による許可・承認を得たとき、又は事業者が当局の定めた参入条件や参入方式を満たしたときにはじめてかかる事業・業務に参入することができる。そして、市場参入ネガティブリストに掲載された項目以外の業種、分野、事業・業務等に関しては、事業者は法に基づき平等に参入できるとされている。また本リストによれば、「全国において1つのリスト」による管理を徹底的に実行し、本リストに違反した事案の集計及び調査並びに報告制度を構築し、当局が監督責任を適切に履行すること等も求められている。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-03/26/content_5682276.htm

(国家発展改革委員会・商務部2022年3月12日施行、同年3月25日公布)

4 「全国統一大市場の建設加速に関する意見」

2022年4月10日、中国共産党中央委員会、國務院は、「全国統一大市場の建設加速に関する意見」を公布し、全国統一大市場の成立加速を促進するため、以下の目標・措置を打ち出した。当該意見は、全体的な目標及び方針を定めたものであるが、いずれも中国の独占禁止や不正競争の防止に向けた指針となるものであり、今後、具体的な規則の調整や取り締まりが実施されるものと予想される。

- ① 市場基礎制度・ルールの統一を強化すること
- ② 市場施設の高いレベルでの連結を促進すること
- ③ 統一された要素及び資源市場を構築すること
- ④ 商品・サービス市場の高いレベルでの統一を推進すること
- ⑤ 市場監督管理の公平統一を推進すること
- ⑥ 不正な市場競争行為及び市場介入行為をさらに取り締まること

URL : http://www.gov.cn/zhengce/2022-04/10/content_5684385.htm

(中国共産党中央委員会・國務院2022年3月25日制定、同年4月10日公布)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。